

○登米市女性会議設置要綱

平成30年6月20日

告示第144号

(設置)

第1条 女性の市政参加により、女性が家庭や職場、地域の中において、一人ひとりの個性と能力を発揮しながら生活できる社会を実現するため、登米市女性会議（以下「女性会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 女性会議は、女性の仕事、結婚、妊娠、出産、育児等への意識の把握及び分析並びに女性が暮らしやすいまちづくりのための検討及び提案を行うものとする。

(委員)

第3条 女性会議の委員は18人以内とし、市内に住所を有する20歳以上50歳未満の女性で、次の各号に掲げるものから、市長が委嘱する。

- (1) 市内の各種団体、事業所等に属する者
- (2) 登米市男女共同参画女性人材リスト登録者（登米市男女共同参画女性人材リストの管理及び運用に関する要綱（平成27年登米市告示第49号）第4条第2項の規定による登録を受けた者をいう。）
- (3) 女性リーダー養成講座修了者
- (4) 登米市OH・TO・ME—101人女子会に参加したことがある者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 女性会議に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、女性会議を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 女性会議の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は関係資料の提出を求めることができる。

(コーディネーター)

第7条 市長は、女性会議にコーディネーターを置くことができる。

2 コーディネーターは、委員とともに会議の企画及び運営に係る協議並びに調整を行い、会議の円滑な推進に努める。

(謝金)

第8条 委員及びコーディネーターには、予算の範囲内で謝金を支給するものとする。

(旅費)

第9条 コーディネーターには、登米市職員等の旅費に関する条例（平成17年登米市条例第60号）の規定による旅費支給の例によって、旅費を支給する。

(庶務)

第10条 女性会議の庶務は、企画部市民協働課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、女性会議の運営に必要な事項は、委員長が女性会議に諮って定める。

附 則

この告示は、平成30年6月20日から施行する。